

JJ-Linkの会計上の扱いについて

- 金融商品会計基準によると、デリバティブは時価評価で、原則として当期の損益として処理するが、例外として、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ会計（ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識すること）の適用が可能
- 電力先物はデリバティブであることから、時価評価が原則だが、JJ-Link（先物市場活用型先渡サービス）は、制度に基づく申告により**先物ポジションと同期間・同量のJEPXスポット市場への入札が確約**されることから、ヘッジ会計の適用に関する要件のうち、**ヘッジ対象である将来の販売又は調達（予定取引）とヘッジ手段の対応や、予定取引の実行可能性の説明が明確**で、ヘッジ会計が適用し易くなると考えられる
(注) 経営計画・リスク管理方針に整合し社内ルールに則った取引であることが前提
- これまで**電力の先渡取引を現物調達として会計上扱っていた事業者**においては、社内ルールの整理と順守等を前提に、JJ-Linkについても**先渡取引と経済的に同様として会計上扱う**ことも考えられる

※本資料は、JJ-Linkの特徴を金融商品に関する会計基準に沿って説明することを目的としており、ヘッジ会計の適用を保証するものではありません。実際の会計処理につきましては、公認会計士又は監査法人などの企業会計及び税の専門家に相談ください。